

令和8年度五條市道路台帳管理システム更新業務委託

特記仕様書

五條市土木管理課

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は発注者が発注する、「令和8年度五條市道路台帳管理システム更新業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

第2条（目的）

本業務は、五條市土木管理課（以下「発注者」という。）が利用している道路台帳管理システムについて、導入機器の老朽化等による障害発生を回避する為、クラウド式の道路台帳管理システムへの更新を行うことに加え、複数人でのデータ閲覧できるようにシステムの導入を行うことで、これまでと同様の道路台帳情報の維持管理を行うとともに、システムの安定稼働とさらなる住民サービスの向上を目的とする。

第3条（準拠する法令等）

準拠する法令等は以下のとおりである。

- （1）道路法
- （2）道路法施行令
- （3）道路施設現況調査要綱
- （4）地方道路交付税法
- （5）測量法
- （6）公共測量作業規定
- （7）地理情報標準プロファイル(JPGIS)
- （8）品質の要求、評価及び報告の為の規則
- （9）地理空間データ製品仕様書作成マニュアル
- （10）空間データ製品仕様書作成マニュアル JPGIS 版
- （11）五條市財務規則及び諸規則
- （12）個人情報の保護に関する法律
- （13）その他関係法令等

第4条（疑義の解決）

本業務の業務委託契約書の各事項及び本仕様書について疑義、または明示なき事項が生じた場合は、発注者と受注者双方で協議の上、決定するものとする。

第5条（提出書類）

受注者は、本業務の着手にあたり、次の書類を提出し発注者の承認を得なければならない。

- （1）着手届
- （2）管理技術者選任届 1 部

- | | |
|--------------|-----|
| (3) 照査技術者選任届 | 1 部 |
| (4) 業務実施計画書 | 1 部 |
| (5) 工程表 | 1 部 |

第6条（配置技術者）

受注者は、本業務の着手に先だって下記の条件を満たす配置技術者を選定し、発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 管理技術者は、RCCM（建設情報）の有資格者または測量士の有資格者かつ、直近5年以内に国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体にて同種業務（クラウド方式の道路 GIS 構築または既存システムからクラウド方式のシステムへの移行業務）の実績を有する技術者とする。
- (2) 照査技術者は、同種業務（クラウド方式の道路 GIS 構築または既存システムからクラウド方式のシステムへの移行業務）の実績を有することかつ、地理情報データを扱うことから「空間情報総括監理技術者」の資格を有する技術者とする。
- (3) 管理技術者と照査技術者は兼ねることはできないものとする。

第7条（損害賠償）

本業務中に事故が生じた時は、所要の処置を講ずると共に、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容を速やかに発注者に報告するものとする。なお、受注者は本業務中に生じた諸事故に対してその責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、受注者においてその一切を処理するものとする。

第8条（検査）

受注者は、業務の遂行にあたり業務の進捗状況を発注者に報告するとともに、業務工程の終了毎にその結果を報告し、発注者が必要と認めたときは、中間検査を受け次の工程に着手するものとする。

第9条（完了）

本業務は完了届・成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受け、検査合格により本業務の完了とする。

第10条（貸与資料）

発注者より貸与された資料（参照（添付資料 1）データ移行（約 100GB）及びデータ提供一覧）及び成果品について、受注者は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとし、情報の保護、品質管理に努めなければならない。

第 1 1 条（契約不適合責任）

業務の完了後であっても、成果品が受注者の責により契約の内容に適合しないものが確認された場合には、本業務の工期より 1 年間は、受注者は速やかに修正を行い、その結果について発注者の確認を受けるものとする。

第 1 2 条（成果品の帰属）

- （1）本業務の成果品として提出されるすべての著作権及び所有権は、発注者に属するものとする。
- （2）受注者が既に保有するアプリケーションまたは市販アプリケーションを用いる場合、当該各アプリケーションに関する著作権及び使用権は、当該アプリケーションの定めるところによる。
- （3）本業務の中で受注者の創案した発想、アイデアまたは作成したプログラム等の中に既に他の者が所有権、著作権を持つものがあった場合は、受注者において承認を得るとともに、これらに必要な費用は、受注者において負担するものとする。

第 1 3 条（機密の保持）

- （1）本業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、五條市個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- （2）受注者は本業務内で利用するデータの情報保護及び品質管理の観点から、発注者と契約を締結する事業所及び管理技術者が在籍する作業所が以下の資格を取得している証明として、契約時に登録証（写）を提出するものとする。
 - ①情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001:2014）
（（一財）日本情報経済社会推進協会により認定された認証機関による認証）
 - ②プライバシーマーク（JIS Q 15001:2006）
（（一財）日本情報経済社会推進協会により指定された審査機関による認証）
- （3）受注者は本業務を通じて知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。

第 1 4 条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から、令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

開発期間 契約締結日から、令和 9 年 1 月 3 1 日

移行準備期間 令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 1 2 日

【保守期間 令和 9 年 4 月 1 日から】

第2章 業務概要

第15条（業務概要）

本業務の業務概要は次の通りとする。

- （１）道路台帳管理システム更新
- （２）作業内容
 - ①計画準備
 - ②環境設定
 - ③レイヤ登録・データ移行
 - ④システムデータ登録
 - ⑤システムデータ動作検証
 - ⑥操作説明会
 - ⑦とりまとめ
 - ⑧打合せ協議

第16条（計画準備）

受注者は発注者と協議の上、本業務の目的等を十分把握して、合理的かつ能率的に作業を遂行する為、各工程における基本方針を定め、適切な技術者の配置等の業務計画を検討立案するものとする

第17条（環境設定）

システム構築・データセットアップに先立ち十分なシステム検証を実施したうえで、システムで稼働するよう環境設定を行うものとする。

第18条（レイヤ登録・データ移行）

- （１）現行道路台帳管理システムの構築の確認を行い、搭載するデータの情報(凡例・権限設定等)を整理したうえで、新システムへレイヤの登録を行うとともに、データについても移行を行うものとする。現行の道路台帳システム搭載データについては、発注者が受注者に shape ファイル等で貸与する。
- （２）受注者は、導入システムの環境に応じたデータ変換・加工・補完を行い、既存データの移行作業を行うものとする。作業上発生する未確定事項は、随時、発注者、受注者協議の上で決定することとする。なお既存の道路 GIS から設定するレイヤを継承するものとする。
- （３）道路台帳調書（個表・集計表）の計算結果は既存調書の内容と整合させるとともに、路線情報や施設情報、区間情報との整合についても検証を行うものとする。

第 19 条（システムデータ登録）

- （１）受注者は、移行データがシステム上で正常稼動するよう検証を行い、発注者にデータ検証結果を報告し承認されなければならない。
- （２）検証結果により不備が見受けられる場合には、受注者の責任によりシステムで運用できるまでデータ修正を行い、受注者は発注者の指定する期日までに再検証を行い、発注者に再度、検証結果を報告し、承認を得なければならない。
- （３）なお、データ検証結果ついて、貸与データに不備がある場合は受注者へその内容等を整理しとりまとめた報告書を作成し報告するものとする。

第 20 条（システムデータ動作検証）

- （１）本業務で構築するシステムについて、運用環境へのデータ設定、運用テストを行うものとする。
- （２）受注者は、本システムの仮稼働（テスト環境の構築）を行い、表示内容、システム機能等について確認し、発注者の仕様を満たすよう各種調整するものとする。

第 21 条（操作説明会）

受注者は、導入後、職員を対象とした操作説明会を行うものとする。またそれに合わせ、操作マニュアルの作成を行うものとする。

第 22 条（とりまとめ）

受注者は、本業務における成果品のとりまとめを行い、業務報告書を作成するものとする。

第 23 条（打合せ協議）

受注者は、業務着手時、中間時及び成果品納品時以外に必要な応じて適宜、発注者と打合せ協議を行うものとし、協議内容は、打合せ協議簿として、受注者が記録し、発注者の承認を得るものとする。

第3章 システム要件

第24条（調達の範囲）

調達の範囲は次の通りとする。ユーザーライセンス数は、2ライセンス2名の利用を想定している。調達する地図データは、ゼンリン社製住宅地図 Zmap-TOWN II を買い切りとする。

第25条（システム要件）

本システムは次の要件を満たすものとする。

（1）システムの基本要件

- ①印刷レイアウト、属性表示レイアウト、地図レイヤグループやマップ設定等については、個別の設定ができること。
- ②本システムへ搭載するレイヤは、本システム構築後も制限無く追加可能であること。
- ③ラスターデータ、ファイリングデータについては、最大 100GB までの登録が可能であること。
- ④システム運用期間中にクライアント側の各 OS 及び Web ブラウザ等の更新があっても、追加費用なしで対応可能なシステムであること。

（2）クライアント要件

- ①クライアントは既存 PC を活用し、以下の環境で動作可能なこと

OS	Windows 11 Pro
プロセッサ	13th Gen Intel(R) Core(TM) i5-1335U (2.50 GHz)
対応ブラウザ	Microsoft Edge (Chromium版)、Google Chrome 動作保証は、最新3世代(メジャーバージョン)まで
回線速度	30Mbps (ベストエフォート) 以上

（3）機能要件

- ①市内のさまざまな地図データを用いた業務に対応できるよう、汎用的かつ高機能を有する Web 型のシステムであること
- ②複数の地図データを並べて表示し、表示位置の同期を行うことで、異なる時点の地図データの比較が可能なシステムであること
- ③図形データはポイント（点）、ライン（線）、ポリゴン（面）が利用可能であること
- ④汎用的なデータ形式を介して、他の GIS とのデータの相互利用がスムーズに行えること
- ⑤市内の既存のプリンタ等を用いた A4 判や A3 判での出力ができること
- ⑥道路 GIS に関する機能として、別紙「機能一覧」に示す機能を有すること

(4) データセンター要件

- ①地震、風水害等の自然災害に対応できる耐震・耐火構造を備え、十分にセキュリティが確保されていること
- ②データセンターは日本国内に立地し、日本国の法律が適用されること
- ③24 時間 365 日体制で利用可能であること
(事前に通知したメンテナンス作業時は除く)
- ④障害発生時等は、迅速な復旧作業を行うこと
- ⑤生体認証や監視カメラの設置等厳重な入退室管理を行うこと
- ⑥データセンターの入退室管理は、常駐する警備員またはセキュリティ管理システムなどにより 24 時間 365 日実施されていること。無権限者が立ち入りできない設備を有すること
- ⑦サーバ室への入退室を識別できるセキュリティ機能により、許可された者のみ入退室できること
- ⑧稼働状況のリアルタイム監視を行うこと
- ⑨日次によるバックアップ機能を有すること
- ⑩不正アクセスやウイルス対策等に万全を期すること
- ⑪修正パッチ、セキュリティホール対策及びウイルス対策の日常管理を行うこと
- ⑫ファイアウォールの二重化を行うこと
- ⑬データセンターの通信回線については、マルチキャリアに対応するものとし、障害時に備えバックアップ回線を用意すること
- ⑭サーバ、通信機器等のハード機器類は、二重化構造とすること
- ⑮自家発電装置を設置すること

(5) 運用・保守要件

- ①本稼働開始後のシステムの運用保守業務、監視業務、障害対応業務を実施すること。また、SLA (Service Level Agreement) を契約時に作成し、サービスの品質保証を図るものとする。
- ②ヘルプデスクの設置
操作方法についての問い合わせ窓口 (以下、「ヘルプデスク」という) を設置する。ヘルプデスクでは、電話及び電子メールによる対応とし、受付時間帯は平日 (土・日、休日等、年末年始 (12月29日から1月3日まで) を除く) の8:30~18:00とし、五條市職員からの電話・メールによる問い合わせに対応する。なお、メールによる問い合わせの受付は24時間365日受付可能とする

第4章 成果品

第26条（成果品）

成果品は下記の通りとする。磁気媒体によるデータ納品については、全てウイルス対策ソフトにて検収後、納品を行うものとする。

- | | |
|----------------------------|-----|
| （1）道路台帳管理システム | 1 式 |
| （2）運用管理者操作マニュアル（電子媒体含む） | 1 式 |
| （3）操作研修マニュアル（電子媒体含む） | 1 式 |
| （4）ゼンリン社製住宅地図 Zmap-TOWN II | 1 式 |
| （5）打合せ協議記録簿 | 1 式 |
| （6）その他必要な資料 | 1 式 |

第27条（納入期限）

納入成果については、発注者の検査を受けるものとし、指摘があった場合は早急に修正対応するものとする。

(添付資料 1) データ移行 (約 100GB) 及びデータ提供一覧

NO.	項目名	データ形式	備考
1.	予察結果 (経年変化箇所)	SHAPE	
2.	準用河川レイヤ	SHAPE	
3.	街路灯	SHAPE	
4.	公園灯	SHAPE	
5.	MMS 計測路線_R07	SHAPE	
6.	図郭	SHAPE	
7.	地形	SHAPE	
8.	路線名称	SHAPE	
9.	路線2021	SHAPE	
10.	道路台帳	SHAPE	
11.	航空写真	TIFF、JPEG	H28、H25、H19、
12.	住宅地図	SHAPE	
13.	500エリア印刷用レイヤ	SHAPE	
14.	1000 エリア印刷用レイヤ	SHAPE	
15.	道路現況平面図データ	SHAPE	R3 年度データ
16.	道路台帳図データ	SHAPE	R3 年度データ
17.	道路台帳調書データ	Excel、PDF	R3 年度データ

新規追加データ

NO.	項目名	データ形式	備考
1.	地番図	SHAPE	R7 年度データ
2.	航空写真	TIFF、JPEG	R6 年度データ

別紙 機能一覧

分類	機能	機能概要
地図表示	レイヤ表示	レイヤを表示できること。
	データ表示	レイヤを重ね合わせ、地図上に表示できること。
	中心座標表示	地図の中心、又はマウス位置の座標(経緯度)を表示できること。
	スケールバー表示	地図にスケールバーを表示できること。
地図操作	ズーム	画面コントロールにより表示地図の縮尺を一定割合で拡大・縮小できること。
	拡大縮小	マウスホイールにより表示地図の縮尺を一定割合で連続的に拡大・縮小できること。
	移動	マウス操作により地図をつかんだようにして移動できること。
レイヤ管理	新規レイヤ作成	レイヤ名、データソース名、属性の種類を指定し、レイヤを登録できること。
	地図切り替え	地図(レイヤセット)を切り替えられること。
	レイヤー一覧表示	レイヤー一覧と凡例を表示できること。
	レイヤ表示	レイヤを ON/OFF できること。
	シンボル・ラベル設定	属性ごとにシンボル・ラベルの表示色の設定を行えること。
検索	空間検索	範囲を指定して検索できること。
	地図検索	町名・地番・住所検索、目標物検索ができること。またその検索した地点まで地図移動ができること。
	属性検索	検索条件を設定して属性データを検索し表示できること。
計測	図形計測	マウスで選択した範囲に含まれた図形の距離や面積を表示できること。
編集	図形	地図上にマウスでポイント、ライン、ポリゴン図形追加できること。 また図形を削除、複製、形状変更、移動ができること。
調書集計・印刷	道路法調書	道路台帳・実延長調書・橋調書・トンネル調書・鉄道との交差調書を印刷できること。
	総務省調書	公共施設状況調査・交付税基礎調査・その他調書を印刷できること。
	国交省調書	1号様式～7号様式を印刷できること。
	交付税調書	路線別増減内訳・道路橋梁調書・道路現況調書・道路増減調書を印刷できること。
入力	入力	位置情報付き CSV 形式をインポートし、ポイントレイヤが生成できること。なお位置情報は下記の3形式に対応。

		1)住所 2)XY 座標 3)緯度経度 SHAPE・GML・SIMA・DXF/DWG・KML・GeoJSON・SFC 形式ファイルをインポートできること。
出力	出力	PDF・位置情報付き CSV 形式・SHAPE・GML・SIMA・DXF/DWG・KML・GeoJSON・SFC 形式ファイルを出力できること。
印刷	印刷	印刷レイアウトをあらかじめ登録できること。 印刷結果をあらかじめが画面上で確認できること。 印刷プレビュー上で印刷範囲を調整できること。
		面表示した地図に印刷枠を複数配置してまとめて印刷できること。
関連ファイル管理	ファイリング	図形データに対して関連づけられているファイルを登録、参照できること。
道路管理	路線検索	路線番号、路線名称等から路線情報一覧を表示できること。
	路線情報詳細表示	路線一覧から選択した路線情報詳細を表示できること。
	選択路線表示	路線一覧から選択した路線の路線網図を表示できること。
	起終点表示	路線一覧から選択した路線の起点又は終点位置を中心に路線網図を表示できること。
	路線情報ファイリング表示・登録	路線一覧から選択した路線の関連資料を表示及び登録できること。
	路線履歴一覧	路線一覧で選択した路線の議会、告示履歴を時系列に一覧表示することができること。
	区間情報一覧表示	路線別に区間情報一覧を表示することができること。
	区間情報詳細表示	区間情報一覧から区間別の詳細を表示することができること。
管理者機能 (ユーザ管理)	ユーザ/パスワード認証	ユーザとパスワードによりシステム利用者を認証できること。
	パスワード変更	ユーザがパスワードを変更できること。
	アクセス制限	システム単位で機能利用可否を定義する機能があること。 ログインユーザにより、データの表示/編集/出力/印刷の権限を設定する機能があること。